

高梁市子ども食堂運営支援事業補助金交付
実施要領

1 目的

子ども食堂が実施する事業に要する経費を補助することにより、食事の提供、学習支援、地域との交流及び地域の子どもの居場所づくりを促進するために実施する。

2 対象者

- (1) 高梁市内で子ども食堂を開設する団体であって、社会福祉法人、公益財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、地縁団体その他市長が適当と認める団体で、事業を誠実かつ確実に実施できる団体であること。
- (2) 高梁市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフその他協力者等の人員を含む体制が一定以上整っていること。
- (3) 高梁市内で場所を定めて広く子どもに食事を提供すること。ただし、市長が必要と認める場合は、対象を限定することができる。
- (4) 食品衛生に十分配慮し、食中毒に対応した保険に加入すること。
- (5) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (7) 営利を目的とする活動を行わないこと。
- (8) 高梁市暴力団排除条例（平成23年高梁市条例第35号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員等が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しない団体であること。

3 対象事業

- (1) 定期的に月1回以上、1回当たり3時間以上開催するものであること。
- (2) 概ね3名以上の子どもの利用を見込んだ居場所づくりを行うこと。

4 対象支援内容

事業内容	対象経費	補助額	補助上限額
①食事を提供する事業	食材費、施設の使用料、容器・調理器具等の消耗品、消毒液、マスクなど 事業の実施のために必要な保険の経費	補助対象経費から、寄附金や利用者からの徴収金その他の収入を控除した額	1回の実施につき 上限1万円 1年度あたり 上限20万円
②学習支援、地域との交流及び子どもの居場所づくり事業	学習支援、地域との交流及び子どもの居場所づくりに要する消耗品費（例 子どものおもちゃ、本）及び報償費等（外部講師の講師料）の経費など		1回の実施につき 上限5千円 1年度あたり 5万円を上限
①と②を合わせて、1子ども食堂につき1年度あたり20万円を上限とする。 単体で税込1万円以上のものは除く			

5 提出書類

(1) 団体の登録

- ① 高梁市子ども食堂運営支援事業団体登録申請書（様式第1号）
- ② 団体調書（様式第2号）
- ③ 団体構成員名簿（様式第3号）
- ④ 年間事業計画（様式第4号）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請（提出期限 子ども食堂の開催日の20日前まで） （開催期間 6か月まで）

- ① 高梁市子ども食堂運営支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
- ② 事業実施計画書（様式第6号）
- ③ 収支予算書（様式第7号）
- ④ 当該事業を実施のために必要な保険に加入していることがわかる書類の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(3) 変更申請（内容の変更又は中止）

子ども食堂運営支援事業補助金変更等申請書（様式第9号）及び変更の内容がわかる書類

(4) 実績報告

- ① 子ども食堂運営支援事業実績報告書（様式第11号）
- ② 事業報告書（様式第12号）
- ③ 収支決算書（様式第13号）
- ④ 経費に係る領収書等
- ⑤ 利用者名簿（住所・氏名・生年月日）
- ⑥ 事業の経過又は成果を証する書類等
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

団体登録の申込み（事前登録）

あらかじめ実施する団体を登録します。

事業開始前及び年度初め

団体登録申請書、団体調書、団体構成員名簿、年間事業計画等を提出

交付申請 事業開始の申込み

子ども食堂の開催日の20日前（開催期間は6か月を超えない）

補助金交付申請書、事業実施計画書、収支予算書、必要な保険に加入していることがわかる書類の写し



交付決定通知書発行（市）

事業の内容を変更又は中止しようとするとき

変更等申請書、事業の内容がわかる書類



変更決定通知書発行（市）

実績報告・補助金額の確定

<子ども食堂事業完了>

事業実施月の完了後の翌月末まで（但し3月は3月31日まで）

事業報告書、収支決算書、経費に係る領収書等、利用者名簿（住所・氏名・生年月日）、事業の経過又は成果を証する書類等



補助金の額を確定し、確定通知書発行（市）



請求書を市へ提出、補助金の支払いを請求する